

令和2年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年6月4日から令和2年6月12日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年6月4日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、渡部正司君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日6月4日から6月12日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月4日から6月12日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告9件を提出いたします。

まず、まず、町長から報告7件の提出がありました。

議長報告第4号「会津若松地方 土地開発公社経営状況の報告について」、議長報告第5号「株式会社 会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」、議長報告第6号「株式会社 湯川会津坂下経営状況の報告について」、議長報告第7号「私債権の放棄の報告について」、議長報告第8号「繰越明許費繰越計算書について(会津坂下町一般会計予算)」、議長報告第9号「繰越明許費繰越計算書について(会津坂下町下水道事業特別会計予算)」、議長報告第10号「繰越明許費繰越計算書について(会津坂下町坂下東第一地

区土地区画整理事業特別会計予算)」、であります。

朗読を省略して、順次、内容の説明を求めます。

議長報告第4号から第6号について、説明願います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からは、町長報告第2号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」をご説明申し上げます。

令和2年度会津若松地方土地開発公社の経営状況につきまして、会津若松地方土地開発公社、理事長から報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

会津若松地方土地開発公社につきましては、令和元年度で活動を終了し、令和2年度において解散の手続き及び清算業務のみとなります。

令和2年度会津若松地方土地開発公社の事業計画及び予算につきましては、別冊に記載してございますが、これは構成11団体の合計となっておりますので、別刷りの参考資料、会津坂下事務所分によりご説明申し上げます。

参考資料、令和2年度会津若松地方土地開発公社「会津坂下事務所事業計画書」をご覧ください。

はじめに、1の収支計画であります。収入は、令和元年度よりの繰越金27万5千円、受取元金・受取利息はなく、収入計27万5千円であります。

支出につきましては、清算業務のみとなりますので、返還金として「特別損失」27万5千円を計上し、収支差引残金が0円となります。

次に、2の財産目録であります。これは令和2年度末の見込みであります。準備金として、前期繰越準備金27万5千円、当期純利益として当期純損失27万5千円とし清算するものです。

なお、会津若松地方土地開発公社事業計画及び予算書の10・11ページに関係市町村及び事務所別予定貸借対照表を、12・13ページに予定損益計算書を記載しております。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、町長報告第3号「株式会社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告」について、ご説明申し上げます。

令和2年度、株式会社会津ばんげ公共サービスの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

資料、第28期株式会社会津ばんげ公共サービス、事業計画書及び収支予算書の1ページをご覧ください。

第28期事業計画、1の基本計画として、令和2年度は、指定管理制度の第4期の4年目であり、昨年4月より「糸桜里の湯ばんげ」と「春日八郎おもいで館」において、営業時間の短縮が行われ、昨年6月より「糸桜里の湯ばんげ」の入館料金の値上げが行われ、集客や収益の確保が厳しい中、新型コロナウイルスの感染拡大防止により更なる営業時間の短縮と臨時休館がなされ一段と厳しい経営状況となっております。社員総力で知恵を出し合い、創意工夫をもって各種イベント等を開催し、集客・収益に努めてまいります。

次に、各施設の管理運営並びに、収益事業の展開についてであります。はじめに「糸桜里の湯ばんげ」においては、安全・安心を最優先課題として衛生管理に努め、新型コロナウイルス感染症の収束後の集客に努めてまいります。

次に、「農村環境改善センター」においては、糸桜里の湯ばんげと連携しながら、利用団体への積極的な働きかけを行い、宿泊研修の増加を図り、施設の価値を高めながら利用促進に努めてまいります。

次に、「町営スキー場及びスキー場周辺施設」においては、野外ステージと炊飯施設との複合利用を図るとともに、開放感あふれる立地の良さを活かした施設の利用促進につとめてまいります。

次に、2・3ページをご覧ください。

2 実施計画であります。事業計画を進めていく上での重点的なものとして、一つ目に施設の管理及び運営。二つ目に営業の強化。三つ目に収益事業の強化。四つ目に効率的経営の4項目について、その具体的な取組内容を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、4・5・6ページをご覧ください。

指定管理施設別及び委託管理施設別の自主事業計画書であります。各施設の月別事業内容を記載しております。

次に、7ページをご覧ください。

収支予算書であります。8・9ページの「収支予算明細書」でご説明いたします。

はじめに、1収入の部であります。本年度予算額は、科目1の事業収入が、1億8,833万円、2の事業外収入が29万円で、当期収入合計は、1億8,862万円となり、これにより前期繰越収支差額1,525万5千円を加え、収入合計を、2億3,87万5千円としたいというものでございます。前年度予算額との比較においては、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の減と、前期の利益剰余金の減により、1,755万1千円の減額となっております。

次に、2の支出の部であります。科目1の商品仕入れ等3,303万3千円と、科目2の管理費1億2,340万9千円、合計で当期支出合計は、1億8,668万6千円となり、当期収入合計から差し引きますと、当期収支差額は193万4千円となり、次期繰越収支差額としては1,718万9千円の予算内容となります。

次に、10ページは、指定管理料の施設ごとの、当初予算額の前年度との比較表であり、11ページは、平成29年度から委託施設となりました2施設について、前年度当初委託

額と、今年度当初委託額の比較であります。

次に、12ページをご覧ください。

予定貸借対照表であります。資産の部及び負債の部、純資産の部は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、13ページの「予定損益計算書」であります。これは収支予算書の内容と同じであります。なお、当期純利益は193万4千円、繰越利益剰余金を1,718万9千円と見込んでおります。

以上、報告とさせていただきます。

続きまして、町長報告第4号「株式会社 湯川会津坂下経営状況の報告」について、ご説明申し上げます。

令和2年度、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

資料の「第8期株式会社湯川会津坂下事業計画書」の1ページをご覧ください。

1の運営管理基本方針につきましては、前期までの運営管理上の課題の改善を進めるとともに、施設設置目的を鑑み、6項目の方針が立てられました。

(1) 公共性を有する施設として、利便性・快適なサービスに努め、安心・安全で快適な管理運営を行います。

(2) 会津坂下町・湯川村の地域振興施設として、地域産業の振興に最大限寄与する運営を行います。

(3) 来客者に地域の産業・歴史・文化の情報発信をします。

(4) 取引会社を優先した管理運営を心掛けます。

(5) 施設の設置目的を尊重し、町民に喜んで頂ける管理を心掛けます。

(6) 顧客満足度、従業員満足度の向上を目指し、取引会社との相互信頼のもと相互利益の拡大を目指します。

この運営管理基本方針のもと、2の管理運営施策の6項目に具体的に組み込んでまいります。

3の数値目標として、売上目標5億443万7千円とし新型コロナウイルス感染症の影響を昨年比20%減と見込みました。仕入原価は3億5,718万1千円、一般管理費は1億4,577万5千円とし、税引き前営業利益は148万1千円としました。

2ページをご覧ください。

4の運営組織の見直しであります。

1として、取締役会のもとに事業部と管理部を置きます。

二つ目として、事業部には農産チーム・物産チーム・レストランチームで構成され、管理部は広報・販売促進チーム、総務・経理チーム、施設管理チームで構成されます。

三つ目として、事業部長は駅長が努め、管理部長は専務取締役が執行役員として兼務いたします。

5の今年度の主な取り組みとして、各種団体との連携の強化、魅力ある店舗づくりのための模様替え、キャッシュレス決済の拡大、加工食品の栄養成分表示の指導、経営コ

ンサルタントを活用した経営・運営の見直し、物産取引業者会の設立準備、販売促進活動のためメディア・旅行代理店との連携を行います。

3 ページをご覧ください。

6 の農産マーケットあいつ物産館については、会津坂下町・湯川村の振興施設として、地場産品の積極的な販売や情報発信に努めるとともに、会津の商品を充実し、魅力ある店舗づくりを行います。

農産マーケットについては、①から⑧にあいつ物産館については①から④に取り組んでまいります。

7 の農家レストランくうべえるについては、本来の農家レストランの本質から離れているとの意見から、地元生産者の顔が見える野菜を使った野菜バイキングを再開し、売上が伸びております。季節ごとにメニューに変化を持たせ、新鮮な野菜を道の駅の農産マーケットから仕入れ、魅力ある運営を行ってまいります。具体的には、下記の①から⑧について進めてまいります。

5 ページをご覧ください。

9 のイベントにつきましては、年間を通してイベントを積極的に行い集客につなげてまいります。今年度はコロナウイルス感染防止のため、実施に当たっては慎重な判断を行ってまいります。

10 の宣伝広告につきましては、魅力を常に発信可能なツールで、かつ速効性のあるテレビ・ラジオ・新聞を中心に、費用対効果を踏まえた計画を立て実施するとともに、SNSを有効に利用してまいります。具体的には、(1) から (5) に取り組んでまいります。

6 ページをご覧ください。

11 の営業展開につきましては、県内道の駅と連携した営業活動を実施するとともに、ターゲット・地域・目的を踏まえた営業活動を実施してまいります。また、奥会津の玄関口としての立ち寄りや、会津仏都、会津三十三観音めぐりを拠点としての立ち寄りの昼食営業を実施してまいります。

12 の指定管理業務並びに 13 のその他につきましては、後ほどご確認いただきたいというふうに思います。

最後に、7 ページをご覧ください。

令和 2 年度予算につきましては、売上が 5 億 443 万 7 千円、仕入原価が 3 億 5,718 万 1 千円、粗利が、1 億 4,725 万 6 千円に対し、一般管理費が 1 億 4,577 万 5 千円、経常利益が 148 万 1 千円の予算が計上されました。

今後は新型コロナウイルス感染防止を優先しながら、地域振興施設としての役割と営業収益の向上を目的に、各種事業を展開してまいりますので、ご理解をお願いします。

なお、新聞報道等でご存じとは思いますが、5 月 29 日に開催された株主総会におきまして、小林喜市さんが社長を退任され、後任に佐藤勝司新社長が就任されております。

また、昨年より不在が続いておりました駅長には、サービス部マネージャーであった宮下直美さんが就任されていることをご報告申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第7号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

おはようございます。

議長報告第7号、町長報告第5号「私債権の放棄の報告について」ご説明申し上げます。

会津坂下町私債権管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり水道使用料に係る私債権を放棄したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別紙、私債権放棄調書をお開きいただきたいと思います。

私債権放棄の対象となった債務者は、「1」に記載の者であります。「私債権放棄の対象となった水道使用料の内訳」であります。平成21年度から平成22年度までの6件1万2,120円です。「私債権放棄の期日」につきましては、令和2年3月31日です。「私債権放棄の理由」であります。放棄の対象となった債務者は、死亡しております。また、債務者の相続人は4名おられるわけですが、うち2名は死亡、うち1名につきましては所在不明、もう1名につきましては生活保護受給者であるため、当該私債権につきまして、回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙2私債権放棄調書をお開き願いたいと思います。

私債権放棄の対象となった債務者につきましては、「1」に記載の者であります。「私債権放棄の対象となった水道使用料の内訳」であります。平成26年度から平成27年度までの11件、1万5,730円です。「私債権放棄の期日」であります。令和2年3月31日です。「私債権放棄の理由」であります。放棄の対象となった債務者は、死亡しております。また、相続人である2名についても死亡しているため、当該私債権につきまして、債権放棄したものであります。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第8号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長報告第8号、町長報告第6号についてご説明申し上げます。

令和元年度繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。歳出経費の翌年度繰り越し事業につきましては5件で、繰越額の総額は1億3,024万4千円であります。

まず、4款2項「災害等廃棄物処理事業」の繰越額5,052万1千円につきましては、令和元年の台風19号により増水した河川の影響で田が冠水し、暴風により吹き寄せられた大量の堆積した稲わらの焼却処理をするというものです。補助金の確定が3月中になったことと、焼却処分を行う環境センターにおける受入に限りがあることから、年度内の完了が困難となり本年度に繰り越したものでございます。

次に、6款2項「ふくしま森林再生事業」の繰越額3,596万円は、原発事故により停滞した森林整備を推進し、公益的機能の維持を図り、大震災以前の活力ある森林への回復や効率的な森林整備・木材生産体制への誘導により木材産業の振興を図るというものです。当初予定していた作業用道路のルート上に支障木があり幅員を確保できなかった為、ルートの見直しを実施いたしました。事業施行に当たり森林所有者の同意確保に日数を要したことから、年度内完了が困難となり、本年度に繰り越したものでございます。

次に、8款2項「社会資本整備総合交付金事業（橋梁整備）」の繰越額2,006万円は、橋梁の定期点検・診断分析及び補修設計に係る委託料となります。台風19号の影響で、委託先の「ふくしま市町村支援機構」に災害関連業務が集中し、災害業務を優先することとなり通常業務が遅滞したことから、年度内完了が困難となり本年度に繰り越したものでございます。

次に、8款4項「公共下水道事業（一般会計繰出）」の繰越額267万7千円は、下水道管渠工事に係る下水道事業特別会計への繰出金となります。工法変更による工期延長及び、光ケーブル横断による埋設物協議等に時間を要し工期が確保できなかったため、年度内完了が困難となり本年度に繰り越すものでございます。

最後に、11款1項「農業施設災害復旧業務」の繰越額2,102万6千円は、台風19号で被災した農地及び農業用施設の復旧工事になります。災害査定が12月上旬に行われたことにより、入札時期が年末から年明けとなったため工期が確保できず、年度内完了が困難となり本年度に繰り越したものでございます。

以上説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第9号及び第10号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議長報告第9号、町長報告第7号「繰越明許費繰越計算書」について、ご説明申し上げ

げます。

令和元年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙、計算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款「下水道事業費」、3項「下水道建設費」、事業名は、「建設費」であります。繰越予算額5,260万円であります。財源内訳でございますが、既収入特定財源としまして、「県支出金」58万3千円であります。また、未収入特定財源としまして、「国庫支出金」2,514万円、「地方債」2,420万円であり、「一般財源」として、267万7千円であります。事業内容につきましては、町道北裏通り線及び町道定林寺裏通線の管渠工事で、5,260万円の繰り越しであります。

繰り越しの理由といたしましては、埋設物協議や施工方法の見直しにより、年度内に事業が完了できなかったものであり、本年3月議会におきまして、令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で議決いただきましたものでありまして、令和元年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議長報告第10号、町長報告第8号「繰越明許費繰越計算書」について、ご説明申し上げます。

令和元年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款「事業費」、1項「坂下東第一地区事業費」、事業名は、「坂下東第一地区土地区画整理事業」であり、繰越予算額6,681万4千円であります。財源内訳であります。未収入特定財源としまして、「国県支出金」3,468万7千円、「地方債」2,820万円であり、「一般財源」として、392万7千円あります。事業内容につきましては、都市計画道路坂下羽林線道路築造工事並びに区画道路6の33号線築造工事、建物等移転補償3棟ほかとなり、6,681万4千円の繰り越しであります。

繰り越しの理由といたしましては、道路築造工事では、電力柱等の移転補償に係る工事に時間を要したため、道路築造工事の着手が遅れ、繰り越したというものであります。次に、移転補償であります。移転補償契約にあたり、建物の調査、移転工法の選定、積算に不測の期間を要し、令和2年2月以降の契約となり、年度内に事業が完了できなかったものであります。本年3月議会におきまして、令和元年度坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）で議決いただきましたものでありまして、令和元年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

次に、議長報告第 11 号、例月出納検査の結果報告について、及び議長報告第 12 号、諸般の報告（第 2 号）についてであります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

◎町長施政方針

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和 2 年第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対しまして、衷心より哀悼の意を表すとともに、現在も治療を続けられておられる方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、現在も新型コロナウイルス感染症は、全世界に蔓延しており、感染者数、またそれに起因する死亡者も多く、収束時期が見通せない状況にあります。我が国においても、3 月下旬から 4 月にかけて感染が拡大した結果、緊急事態宣言が発出され、それ以降、人と人の接触を減らすため、外出自粛、企業への休業要請、在宅勤務が求められるなど、私たちの日常生活に多大な影響をもたらしております。

5 月 15 日には感染者数の減少などにより、福島県を含めた 39 県は、緊急事態宣言地域から解除されたものの、一部制限が残るなど、これまでの日常からは程遠い状況にあります。

このような状況下にある本町におきましても、各種イベント等が中止の状況にありますが、町民の安全・安心を守るため、必要な住民サービスについて停滞させず提供してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まずはじめに、「特別定額給付金の執行状況」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、速やかに家計への支援を行うため、5 月 13 日に申請書を発送し郵送での申請を基本としながら、土日にも窓口を開設し受付を開始いたしました。5 月 28 日には第 1 回目の給付を行い、4,521 件、12 億 2,390 万円を各世帯へお渡ししたところであります。今後も順次審査を終えたものから支給手

続きを行い、毎週定期的に給付してまいります。

なお、5月26日現在で、全世帯のうち申請済みの世帯が5,351件、9割を超えております。

また、申請期限が8月14日となっていることから、町民の皆様に確実に給付金を受け取っていただけるよう、今後も広報紙やホームページ等を通じ周知してまいります。

併せて、町税条例の改正について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度と本年度の収入に相当の減少があり、納税が困難な方に対し、町民税をはじめとする地方税の納税を、最長1年間猶予することといたしました。

また、令和3年度の中小事業者の固定資産税について、本年の収入の減少幅が、前年と比較し、3割以上の場合、償却資産及び事業用家屋に係る課税標準を、2分の1または、全額減免することといたしました。

次に、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した支援について申し上げます。

これまで、商工会や関係団体等と協議し、新型コロナウイルスの影響についての情報把握を行い、町の支援策を検討してまいりました。交付金を活用するにあたり、一つ目は「新型コロナウイルス感染防止」対策として教育・子育て施設に空気清浄器等の設置、二つ目は「全町民に対する生活支援」として一般家庭用水道基本料金の免除、三つ目は「大学生等への生活支援」として県外在住の大学生等に町産品の送付、四つ目は「町内商工業者等への支援」として感染防止対策を講じた事業者へ協力金の支給、五つ目は「農業者等への支援」として農作物の販売等に影響のある農業者へ支援金の支給、この五つの柱を基本とする実施計画を策定いたしました。

支援を必要とされる方に、一日でも早く必要な支援をお届けできるよう各種事業の推進に取り組んでまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、早期措置が必要と判定された1橋の橋梁修繕工事を進めていくとともに、16橋の道路橋梁定期点検を進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、引き続き都市計画道路坂下羽林線の道路築造工事を進めていくとともに、都市計画道路坂下喜多方線の整備に向けて1戸6棟の家屋移転を進めてまいります。

町営古町川尻団地給水管等改修工事につきましては、既存町営住宅の長寿命化対策として、2号棟の改修工事を進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下中央処理区につきましては、仲町地内において管渠埋設工事58mを既に着手しており、茶屋町・仲町の管渠埋設工事については6月から順次着手し、坂下西処理区につきましては、新町・諏訪町地内において管渠埋設工事260mを既に着手しており、柳町などの管渠埋設工事について6月から着手し、坂下東処理区につきましては、古坂下・羽林地区の管渠埋設工事を施工してまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事については、下水道管渠埋設工事に合わせて着手してまいります。

また、勝方地内の県道改良工事に伴う配水管布設替工事については、県道の施工に合わせて進めてまいります。

以上、述べました工事につきましては、いずれも年度内完成に向けて、進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本町農業の主体である水稲におきましては、例年にない暖冬による水不足が懸念されましたが、無事に田植え作業を終えたところであります。現在、進めております「需要に応じた米生産」につきましては、米の主産地として、飼料用米や米粉用米等の新規需要米と政府備蓄米の生産を推進し、米生産による需給調整に取り組むとともに、継続して経営所得安定対策事業及び、収益性の高い園芸作物の導入を推進することで地域農業の発展と農家所得向上を図ってまいります。

また、暖冬により懸念される渇水対策につきましては、降水量の長期動向を注視しながら、関係機関との情報共有を図り、早期対策を講じられるよう努めてまいります。

次に、食の安全・安心対策につきましては、今年度から原発事故以降継続してまいりました全量全袋検査に代わり、旧町村ごとの抽出検査へと移行することから、県が策定するモニタリング計画に基づく生産者情報の提供や検体の採取に向け、県との連携を図りながら準備を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う本町農業分野への影響につきましては、一部生産農家において、飲食業の営業自粛に伴う取引量が減少している状況もあり、今後、農産物の生産が本格化する時期を迎え、市場での取引価格等の推移を注視しながら、国、県の支援策等とともに必要な支援策を検討してまいります。

次に、今年7月19日に任期満了を迎えます農業委員会委員の改選につきましては、議会の承認を得て、町長が委嘱することになっており、今定例会において10名の委員の方々を人事案件として上程申し上げます。

次に、商工業及び観光行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした緊急事態宣言発出による営業自粛要請に伴い、宿泊・飲食業をはじめとする多くの業種において経営状況が悪化し、中小企業を中心に資金繰りが切迫しております。

このことを受けて、政府系・民間の金融機関は、経営の安定に支障が生じている中小企業者に対する資金繰り支援制度であるセーフティネット保証並びに危機関連保証による貸付を積極的に取り組んでおります。

本町においては、この貸付制度の認定業務を行う立場から、5月中は早急な融資を望む中小企業の要望に対応するため、土日にも臨時相談受付窓口を開設し、5月26日時点で、48件の認定処理をいたしました。

また、5月1日からスタートした国の「持続化給付金」並びに、県の自粛要請に応じた事業者へ支給するとして「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請

手続きをサポートしながら、町内の中小企業に対する支援を継続してまいります。

さらに、町内飲食店に対する「街なか応援」の取り組みとして、4月17日より文書配布やホームページ、フェイスブックを通じて、テイクアウトやデリバリーをはじめた現在九つの飲食店情報を発信し、町内の多くの方々へ情報提供しながら、飲食店への応援協力を呼びかけてまいります。

次に、観光行政について申し上げます。

緊急事態宣言発出によるイベントや事業等の開催自粛要請に伴い、4月からの「日本橋ふくしま館ミデッテ」の物産販売等、首都圏での販売促進イベント3件が中止となりました。また、四大まつりである「御田植祭」は縮小により神事のみで開催となり、「ばんげ夏まつり」は中止となりました。

さらに、今後のイベントや事業等の開催についても不透明な状況ではありますが、新型コロナウイルスの影響が収束される見通しがたてば、昨年を引き続き、首都圏等での物産等販売促進活動を再開してまいる考えであります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止のための、緊急事態宣言に対応した教育活動につきましては、3月上旬から臨時休業により感染リスクの回避を図り、新年度には、感染症防止対策を徹底したうえで一旦教育活動を再開したものの、4月16日の全国一斉緊急事態宣言を受け、4月22日から、幼稚園・小中学校の臨時休業、保育所等の自粛協力依頼を行ってまいりました。この間、再開に向けた準備として、子どもたちの健康と保護者や地域の信頼を守るための様々な感染症防止対策を実施し、5月11日から、児童生徒の学習や心身の健康の観点から、各家庭のご協力をいただき学校再開に向けた小中学校での分散登校を開始いたしました。

その後、5月25日から短縮授業により段階的に再開し、6月1日より通常の教育活動を再開いたしました。引き続き、予防対策を徹底し、感染のリスクを可能な限り低減してまいります。

「教育ICT環境の実現」につきましては、令和時代を生きる子どもたちにとって、パソコン端末は鉛筆やノートと並ぶ必需品であり、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められております。1人1台端末の実現や、家庭ともつながる通信環境の整備など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備をおこなうことで、今後の学習活動において積極的にICTを活用していくとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現することが必要であります。

そのため、今年度は、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、小中学校における校内通信ネットワークの整備事業を実施し、その後、端末機器等の整備を段階的におこない、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入所式や入園式などの子どもと保護者の皆様にとって大切な節目の行事が縮小されるなど、例年とは趣を異にする春を迎えまし

た。緊急事態宣言が発出され、幼稚園においては臨時休業、保育所等においては登園自粛を呼び掛けるなど、感染拡大防止に努めてまいりました。

この間、保護者をはじめ多くの皆様のご努力やお力添えを賜りながら、手洗いや消毒、マスクの着用、検温など、でき得る限りの対策にも力を注いでまいりました。

今後も大切な命と健康を第一に考え、困難な状況を乗り越え、通常の活動が行えるよう努めてまいります。

次に、令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億8,505万3千円を増額し、87億1,066万3千円とするものであります。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億152万円の増、コミュニティ助成事業の採択による補助金1,770万円の増、令和元年度決算見込みによる繰越金が1億3,500万円の増、本年度から新たに交付されることとなった法人事業税交付金320万円などを計上いたしました。

歳出の主なものは、まず、4月の人事異動に伴う職員人件費で、特別会計への繰出し分も含めた全体額で2,549万3千円の減額を計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、商工業者・農業者などの事業支援をはじめ、全町民への生活支援事業で1億7,954万8千円、コミュニティ助成事業を活用した新町自治会館建設補助金で1,500万円、青年就農給付金では1名の新規該当により150万円、かねてより区長会・自治会長会より要望がありました町道改修や安全標識等の設置工事で1,070万円、国のGIGAスクール構想に基づき本年度中に工事を予定している小・中学校の情報通信環境整備にかかる実施設計委託で440万円などを計上いたしました。

次に、特別会計予算につきまして、特に国民健康保険事業について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少がある世帯に対し、最長1年間の納付を猶予することとしました。

また、税の減免や傷病手当金の支給など、今後も国県や近隣市町村の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいります。

次に、令和2年度の本算定につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に、医療費の動向を勘案しながら保険給付費を算定し、県への国保事業費納付金の補正も含めて再算定を行いました。

本町の国民健康保険は、1人当たりの医療費が年々増加しており、被保険者数は年々減少し続けております。令和元年度の特別会計決算では、繰越金は1億円を超える見込みではありますが、国保財政は依然として厳しい状況であります。今後も事業の安定経営に向けた努力をしてまいります。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費にかかるものであります。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりですが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎

重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第 34 号から議案第 35 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、議案第 34 号「専決処分の報告及びその承認について専決第 7 号会津坂下町税条例の一部を改正する条例」及び議案第 35 号「専決処分の報告及びその承認について専決第 9 号会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収の特例に関する条例」までの、2 件を一括議題とします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 34 号 専決処分の報告及びその承認について

専決第 7 号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例

議案第 35 号 専決処分の報告及びその承認について

専決第 9 号 会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収の特例に関する条例

◎議長（水野孝一君）

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 34 号について説明願います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

議案第 34 号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 5 月 15 日に、次のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第 7 号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」は、「新型コロナウイルス感染症」及び、そのまん延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため地方税法等が、一部改正されたことに伴う、関係条文の改正であります。

このたびの、主な改正点といたしましては、「固定資産税に係る、課税標準の特例の改正及び軽自動車税の環境性能割の、臨時的軽減の適用期限の延長並びに、徴収の猶予制度の特例の新設」であります。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。

右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が改正箇所であります。

附則第 10 条及び、附則第 10 条の 2 第 18 項の改正は、地方税法等の改正に伴い、町税条例を改正するもので、中小事業者等が、所有する償却資産及び、事業用家屋に係る、固定資産税等の軽減措置でありまして、厳しい経営環境にある、中小事業者等に対し、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び、事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を 2 分の 1 又は、0 とするもので、読み替え規定による、文言等の変更及び、附則第 10 条の 2 第 18 項を加えたものであります。

次に、附則第 15 条の 2 について、であります。地方税法等の改正に伴い、現在行われております、軽自動車税の環境性能割の税率を 1% 「軽減する特例措置」の適用期限を 6 ヶ月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに、取得したものを対象とするものであります。

次に、附則第 24 条の新設についてであります。地方税法等の改正に伴い「新型コロナウイルス感染症」の影響により、令和 2 年 2 月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難な方に対し、無担保かつ延滞金なしで最長 1 年間、徴収を猶予できる特例を設けるために条文を追加したものであります。

本文に、もどっていただきまして、附則にて、この条例は公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。というものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 35 号について説明願います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議案第 35 号、「専決処分の報告及びその承認について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 5 月 15 日に、次のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第 9 号「会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収の特例に関する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、町がわんぱくクラブに登録する児童の保護者に対し、登所の自粛要請をしたことを受けて児童が登所を控え、利用しなかった日数分の負担金について減免することができることとし、徴収の特例に関する条例として制定したものであります。

詳細についてご説明申し上げます。

まず、第1条は負担金減免の特例についてであります。第1条、会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例。

第2条第2項に定める負担金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い会津坂下町教育委員会が定めた小学校の臨時休業期間において、同条例第4条の規定に関わらず負担金月額を減免することができるものと規定するものです。この会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例第2条第2項に定める負担金の額は、児童1人につき月額3,000円であります。

同条例第4条では、負担金の減免について規定しておりますが、災害、その他特別の事由により負担金の納入が著しく困難であるということが要件となっております。今回は経済的な要件ではなく、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い小学校が臨時休業した期間において負担金の月額を減免することができるとしたものです。

第2条は負担金減免の額についてであります。第2条、前条の減免の額は1月の負担金月額を放課後児童健全育成事業の実施予定日で除した額に、放課後児童健全育成事業を利用しなかった日数を乗じて得た額とし、その額を負担金月額から減額する。ただし1月中、放課後児童健全育成事業を全く利用しなかった場合は、1月の負担金月額の全額を減額するというものであります。

例えば4月ですと、開所日25日ありますので、月額3,000円で割って1日当たりの減免額は120円。5月ですと祝日もありましたので、開所日が23日となりますので、1日当たり130円の減免額となってまいります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、小学校が臨時休業した最初の日である令和2年4月22日から適用するとし、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月15日に専決処分をさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

休憩のため休議といたします。

（午前11時00分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第34号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

先どの説明に対しまして、質疑・討論・採決は1件ごとに行います。

まず、議案第34号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第7号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 34 号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第 7 号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 35 号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第 9 号「会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収の特例に関する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 35 号「専決処分 of 報告及びその承認について」、専決第 9 号「会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収の特例に関する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長 (水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号から議案第 45 号までの上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長 (水野孝一君)

日程第 6、議案第 36 号から議案第 45 号までの「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の 10 件を、一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記 (橋本吉嗣君)

議案第 36 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所

氏 名

波多野健悟 ()

令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍

現 住 所

波 多 野 健 悟

[Redacted text block]

[Redacted text block]

議案第 37 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]
氏 名 薄正喜 ([Redacted])

令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

薄 正 喜
[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

議案第 38 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]
氏 名 成田嘉孝 ([Redacted])

令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

成 田 嘉 孝

[Redacted]

[Redacted text block]

五十嵐尚

[Redacted text block]

議案第 41 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]
氏 名 鈴木清介 ([Redacted])

令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋藤文英

経 歴 書

本 籍 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

鈴木清介
[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

議案第 42 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]
氏 名 鈴木寿夫 ([Redacted])

令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

鈴木 寿 夫

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

議案第 43 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]
氏 名 五十嵐智子 ([Redacted])
令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

五十嵐智子

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted]

議案第 44 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]
氏 名 小畑修一 ([Redacted])

令和 2 年 6 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

小 畑 修 一

[Redacted]

[Redacted]

議案第 45 号 会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
会津坂下町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律
第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [Redacted]

氏 名 鈴木富也 ([REDACTED])
令和2年6月4日提出

会津坂下町長 齋藤文英

経 歴 書

本 籍 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

鈴木富也

[REDACTED]

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

休議いたします。

（午前11時28分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開します。

説明をお願いします。

（午前11時29分）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

議案第 36 号から議案第 45 号までの「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

この度、現農業委員会委員 10 名の任期につきましては、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となります。

改めて、この間、会長の早川清隆氏をはじめ、各委員におかれては、農地の適正管理等にご指導を賜り、会津坂下町の農政行政進展のためご尽力をいただきました。そのご功績に対し、心から感謝申し上げる次第であります。次期、農業委員の改選につきましては、前回改選から平成 28 年改正の農業委員会等に関する法律により、市町村長が、議会の同意を得て、任命することになりました。この任命制度により、この度、10 名の委員の方々を推薦するものであります。

まず、議案第 36 号として、波多野健悟 氏、次に、議案第 37 号として、薄正喜氏、次に、議案第 38 号として、成田嘉孝氏、次に、議案第 39 号として、齋藤恵子氏、次に、議案第 40 号として、五十嵐尚氏、次に、議案第 41 号として、鈴木清介氏、次に、議案第 42 号として、鈴木寿夫氏、次に、議案第 43 号として、五十嵐智子氏、次に、議案第 44 号として、小畑修一氏、最後になりますが、議案第 45 号として、鈴木富也氏をご推薦申し上げます。

以上、ご推薦します 10 名の方々は、経歴はもとより人格・識見も立派であり、我が町の農業委員として大変ふさわしい方でありますので、町政進展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げます。なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議長(水野孝一君)

質疑・討論・採決は 1 件ごとに行います。

これより議案第 36 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長(水野孝一君)

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

我々同意を求めるということで、ここで審議するわけですけども、知ってる方もいれば知らない方もいる。この 36 号だけではなくて全般的にですけども、知ってる方もいれば知らない方もいる。そういう中で経歴書を見て我々は同意をするというような形になるわけですけども、経歴書を見ると、学歴が終わって、それから職歴が始まると、その間に、すぐ職歴がある方もいらっしゃるけれど空いてる方もいる。この空いてる間は何を

やってたのかということが私は知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎9 番(山口亨君)

議長、9 番。

◎議長 (水野孝一君)

9 番、山口亨君。

◎9 番(山口亨君)

職歴というのは自分がこうやったことを書くものであって、やらなかったら家事手伝いでもいいんですよ。何もなかったというのはいったいどういうことなのかということ質問したいと思います。

◎議長 (水野孝一君)

休議いたします。

(午前 11 時 34 分)

(休議)

◎議長 (水野孝一君)

再開いたします。

(午前 11 時 34 分)

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長 (水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

今ほどの山口議員のおただしの件でありますけれども、実際には候補といいますが、任命する候補者の方が 10 名というようなことで挙がりまして、実際にその特別職をこれからお願いするというようなことであれば、そのお宅のほうにお伺いしまして、いろんな経歴であるとか賞罰の関係、これをお聞きしてくるのが通例であります。それで、その中で代表的な経歴、これ本当にこと細かくやれば、本当に役職名から何から、組織の中での部分も入ってきますので、あくまでもこれは自己申告の中でいただいた経歴というようなことで、これを掲載したものであります。

ですので、あくまでもこれは代表的なものであるというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 36 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 36 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第 37 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 37 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 37 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第 38 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 38 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。
よって、議案第 38 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。
次に、議案第 39 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 39 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 39 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第 40 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 40 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 40 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第 41 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第42号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて」は、これに同意されました。

次に、議案第 43 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 43 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 43 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第 44 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 44 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 44 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

次に、議案第 45 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 45 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 45 号「会津坂下町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

◎議案第 46 号から議案第 57 号までの上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 46 号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」から議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの、12 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

- 議案第 46 号 会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 47 号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 48 号 会津坂下町公民館条例の一部を改正する条例
議案第 49 号 会津坂下町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例
議案第 50 号 会津坂下町都市計画マスタープランの一部改訂について
議案第 51 号 令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算 (第 3 号)
議案第 52 号 令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 53 号 令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 54 号 令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 55 号 令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
議案第 56 号 令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 57 号 令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

◎議長(水野孝一君)

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 46 号及び議案第 47 号について説明願います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

議案第 46 号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明
申しあげます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金の
支給について条文を追加するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料新旧対照表をご覧くだ
さい。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

第 7 条の 2 は、上位法の法律番号が、第 2 条で表記されているため今回整理をするも
のです。新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給については、令和 2 年 3
月 10 日付け事務連絡にて厚生労働省保険局より、新型コロナウイルス感染症に感染し
た被用者に対する傷病手当金の支給が求められたことに基づくものであります。

条例に傷病手当金の対象、金額、支給期間、給与等との調整、適用日の規定を設け、
附則として、第 4 項から第 6 項までを追加します。

その内容であります。対象者については、被用者のうち、新型コロナウイルス感染

症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方です。

支給要件は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間です。

支給額は、直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数、がその額となります。

支給期間は、療養のため労務に服することができない期間最長1年6ヵ月となります。

議案にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適応するものであります。

説明は以上です。

続いて、議案第47号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、適正かつ安定的な国民健康保険の事業運営ができるようにするためのものであります。本算定により令和2年度に必要な国民健康保険税額を確定し、税率等の改正を行い、条例の整理をするものであります。

詳細については、新旧対照表により、ご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正条例案であり、下線の部分が改正箇所であります。

はじめに、医療分です。

第3条第1項中、所得割額、「100分の7.23」を「100分の7.04」に改める。

次に、第5条中、均等割額「24,900円」を「24,700円」に改める。

第5条の2中、平等割額「19,700円」を「18,500円」に、「9,850円」を「9,250円」に、「14,775円」を「13,875円」に、それぞれ改める。

次に、後期高齢者支援金分であります。

第6条中、所得割額「100分の2.76」を「100分の2.62」に改める。

次のページになります。

第7条の3第1号中、平等割額、「7,100円」を「6,700円」に、「3,550円」を「3,350円」に、「5,325円」を「5,025円」に、それぞれ改めます。

次に、介護納付金分であります。

第8条中、所得割額「100分の2.61」を「100分の2.35」に改める。

第9条の2中、均等割額「11,300円」を「10,100円」に改める。

第9条の3中、平等割額「5,800円」を「5,300円」に改めます。

次に、国民健康保険税の減額について、ご説明申し上げます。

はじめに、7割軽減分であります。

医療分については、第23条、第1号アの均等割額「17,430円」を「17,290円」に改め、同号イの平等割「13,790円」を「12,950円」に、「6,895円」を「6,475円」に、「10,343

円」を「9,713円」に、改めます。

次に、後期高齢者支援分については、同号エの平等割額「4,970円」を「4,690円」に、「2,485円」を「2,345円」に、「3,728円」を「3,518円」に、改めます。

次に、介護納付金分については、同号オの均等割額「7,910円」を「7,070円」に、同号カの平等割額「4,060円」を「3,710円」に改めます。

次に、5割軽減分について申し上げます。

医療分については、同条第2号のアの均等割額「12,450円」を「12,350円」に、同号イの平等割額「9,850円」を「9,250円」に、「4,925円」を「4,625円」に、「7,388円」を「6,938円」に、改めます。

後期高齢者支援分については、4ページになります。

同号エの平等割額「3,550円」を「3,350円」に、「1,775円」を「1,675円」に、「2,663円」を「2,513円」に、改めます。

介護納付金分については、同号オの均等割額「5,650円」を「5,050円」に、同号カの平等割額「2,900円」を「2,650円」に改めます。

次に、2割軽減分です。

医療分については、同条第3号アの均等割額「4,980円」を「4,940円」に、同号イの平等割額「3,940円」を「3,700円」に、「1,970円」を「1,850円」に、「2,955円」を「2,775円」に、改めます。

後期高齢者支援分については、同号エの平等割額「1,420円」を「1,340円」に、「710円」を「670円」に、「1,065円」を「1,005円」に改めます。

介護納付金分については、5ページになります。

同号オの均等割額、「2,260円」を「2,020円」に、同号カの平等割額「1,160円」を「1,060円」に改めます。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加えます。

議案にお戻りください。

附則として、第1項は、施行期日でありまして、この条例は、令和2年4月1日から施行したいとするものであり、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律 附則第1項第1号に掲げる既定の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行するものであります。

次に、第2項は、この条例の経過措置であり、改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によりたいというものであります。

説明は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第48号及び議案第49号について説明願います。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

議案第 48 号「会津坂下町公民館条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この度の一部改正につきましては、中央公民館内の旧視聴覚室にありました、坂下コミュニティセンターが移転したことに伴い、同場所を研修室として利用するため、関係条文を改正するものであります。

詳細につきましては「会津坂下町公民館条例の一部を改正する条例参考資料の新旧対照表」によりご説明いたします。右の欄が旧で改正前、左の欄が新で改正後、下線の部分が改正箇所であります。

第 7 条関係の別表第 2 中にあります中研修室の下段、利用区分に「多目的研修室」を、使用料 1 時間あたりに、「100 円」と「490 円」を新たに加えるものであります。

使用料の算出根拠は、現在利用している中研修室とほぼ同様の床面積であり、旧視聴覚室としての利用の際も、中研修室と同額であったことから、同等の額としたものであります。

本文にお戻りください。

附則として、この条例は令和 2 年 7 月 1 日から施行したいというものであります。

次に、議案第 49 号「会津坂下町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この度の一部改正につきましては、国の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の中で、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から「教育支援委員会」といった名称にすることが適当である。」との提言が以前からなされておりますので、あわせて、現在は一般的に使用しない表現等を、適切な名称及び表現に変更するものであります。

詳細につきましては「会津坂下町心身障害児就学指導審議会条例一部を改正する条例参考資料の新旧対照表」によりご説明いたします。右の欄が旧で改正前、左の欄が新で改正後、下線の部分が改正箇所であります。

第 1 条中名称を「教育支援委員会」に改め、第 2 条中の所掌事務につきましては、現在は一般に使用しない表現等を改め「特別な支援を必要とする児童等」とし、就学及び教育相談に関する事項について調査審議するというものであります。

第 3 条中委員の人数につきましては、現行の 20 名を 15 名に改め、委嘱又は任命することとし、委員を具体的に明記しております。

第 4 条中委員は再任を妨げないものとし、その身分を失ったときは、委員の職を失うとしたものです。

第 5 条以降につきましては、名称を「審議会」から「教育支援委員会」に「会長」を「委員長」、「副会長」を「副委員長」に改めるものであります。

本文 2 ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用したいというものであります。

さらに、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の別表中、「心身障害児就学指導審議会委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 01 分）

再開を午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

次に、議案第 50 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第 50 号「都市計画マスタープランの一部改訂」についてご説明申し上げます。

本議案は、都市計画法第 19 条第 1 項の規定に基づき、会津坂下町都市計画マスタープランの一部を改訂するため、会津坂下町都市計画審議会の議決を得ましたので、会津坂下町議会基本条例第 6 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

変更内容につきましては、柳田地区は、平成 29 年 4 月に決定した「都市計画マスタープラン」において「医療・福祉関連市街地」と位置付けられております。その後、当地区において、令和元年度より、坂下厚生総合病院の移転工事が着手され、令和 3 年度の開院に向けて工事が進められております。坂下厚生総合病院は、会津西部における医療の拠点を担うものであり、改定後の計画では、医療福祉施設にふさわしいまちづくりと、医療拠点と一体となった生活利便施設の整備を図り、地区の機能向上を進めるため、「都市計画マスタープラン」の一部を改訂したいというものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の「新旧対照表」でご説明申し上げたいと思います。「新旧対照表」をご覧いただきたいと思います。右の「旧」が改訂前、左の「新」が改訂後でありまして、下線部分が改訂箇所であります。

「会津坂下町都市計画マスタープラン」69 ページ、「第 6 章」「第 1 節」「2 将来構想」の「(2) 地域のまちづくり方針」中、「医療・福祉関連市街地」の項目において、全文

を改め、「新たな公的病院は、会津西部地域の医療の拠点を担うものであり、近隣市町村からの需要増加が見込まれることから、医療拠点にふさわしいまちづくりとして、医療・福祉及びこれと関連する機能の育成・保全を図ります。また、地区北側には、医療の拠点と一体となった生活利便施設の整備を進め、近隣市町村からの交流人口の増加と医療・福祉エリアの機能向上を図り、隣接住宅地のニーズにも応える、コンパクトかつ持続可能なまちづくりを目指し、整備を図ります。」と改めたいというものであります。説明は以上とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 51 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第 51 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいというものでございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ 2 億 8,505 万 3 千円を追加し、87 億 1,066 万 3 千円とするものです。

次に、第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第 2 条、地方債の追加・変更は、「第 2 表地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算の主なものは、4 月の人事異動等に伴う人件費の補正、国・県補助金の確定に伴う各事業費の補正に加え、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用した町民への各種支援事業、小・中学校の情報教育環境を整備する G I G A スクール構想の推進事業に対応した補正となっております。

1 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債補正についてご説明いたします。今回の補正では、追加が 3 件、変更が 2 件です。

追加ですが、緊急浚渫推進事業は、河川の浚渫工事費の増加に伴い、緊急浚渫推進事業債 630 万円を追加するものです。この地方債は、昨年度の台風 19 号による河川氾濫、大規模な浸水被害等の発生があったことから、この対応のためには河川維持管理のための浚渫工事が重要とされ、本年度から令和 6 年度までの 5 年間に於いて地方債の発行を可能とする特例措置が創設されたことによるものです。なお、元利償還金の 7 割が交付

税措置されます。

次に学校情報通信ネットワーク環境整備事業は、義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習用PCと高速ネットワーク環境を整備するGIGAスクール構想に基づく、小中学校への無線LAN環境の整備事業に充てるもので、実施設計委託に係る費用440万円のうち補助金2分の1を除く220万円に対し充当率9割、金額で190万円を追加するものです。なお、元利償還金の約65%が交付税措置されます。

次に学校給食センター運営事業ですが、次の変更の2件目に記載があります通学通園安全対策事業と関連がございますので、合わせて説明いたします。変更に記載がある通学通園安全対策事業は、通園バスの利用希望者の状況により3路線あったものを2路線に統合したこと、また入札において大きく請け差が出たことから780万円を減額するものです。これにより、過疎対策事業債ソフト分の上限額に余裕が生まれたため、過疎対策事業債ソフト分の有効活用のため、学校給食センター運営事業780万円を追加するものであります。

次に、変更の1件目、町道改良整備事業は、当初予算の事業費の範囲内において工事箇所の見直しを行い、適債性のある坂下南幹線の整備事業費を増額することに伴い過疎対策事業債460万円を増額するものです。

なお、上限額を変更する2件につきましては、起債の方法及び利率、償還の方法には変更はありません。

次ページをご覧ください。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ総括。歳入につきましては、13 款国庫支出金から 21 款法人事業税交付金まで、補正前の額 84 億 2,561 万円、補正額 2 億 8,505 万 3 千円の増、補正後の額 87 億 1,066 万 3 千円となります。

なお、21 款の法人事業税交付金は、平成 28 年度の税制改正で創設され本年度から交付が開始されることとなったため、款を新設したものであります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から 13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が 1 億 1,508 万 9 千円の増、地方債が 1,280 万円の増、その他特定財源が 1,896 万 4 千円、一般財源が 1 億 3,820 万円の増となります。

次に、3 ページをご覧ください。

2、歳入について説明いたします。

13 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 1 億 1,128 万 7 千円の増ですが、1 節社会保障・税番号制度補助金は、市区町村でのマイナンバーカード発行に係る事務事業費補助金です。交付金の算出方法として、全国での経費を算出し、市区町村の人口割で交付されるものであり、全国的にマイナンバーカードの発行数が増加していることに伴い、国からの内示額が増額されたものです。なお、補助率は 10 分の 10 となりますが、全額地方公共団体情報システム機構に負担金として支出することとなります。2 節地方創生臨

時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や地域経済、住民生活の支援のための事業費として全国の自治体へ交付されるものです。

次に、2目民生費国庫補助金、補正額200万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応のための保育環境改善費として1施設あたり50万円補助されるもので、ばんげ保育所と小規模保育施設3施設分を計上したものであります。

次に、4目土木費国庫補助金は、補正額はございませんが、橋りょうの点検、修繕等の国庫補助金の制度が変更されたことにより、社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業費補助金に全額予算の振り替えを行うものであります。

次に、5目教育費国庫補助金、補正額99万3千円の増ですが、3節中学校費補助金は、GIGAスクール構想の実現に向けた小・中学校での情報通信ネットワーク環境整備に係る補助金であり、新規で220万円を計上したもので補助率は2分の1となります。4節社会教育費補助金ですが、町内遺跡発掘調査及び出土遺物保存活用整備は、補助率が2分の1でしたが、国の事業費査定により減額となったことから、それぞれ減額するものであります。また、文化財調査活用事業補助金は、新規の補助金申請が採択見込みとなったことから130万円を新規に計上したもので補助率は65%となっております。

4ページをご覧ください。

14款2項1目総務費県補助金、補正額4万9千円の増は、サポート事業の採択によるもので、一人暮らし高齢者世帯支援事業の補助対象経費が変更となり当初予算との差額を増額計上したものです。次に、4目農林水産業費県補助金、補正額150万円の増は、青年就農給付金補助金において、1名が新規で該当見込みとなったことから、増額分を計上したものです。

次に、14款3項1目総務費県委託金、補正額85万円の減は、本年度実施される国勢調査の市町村交付金の確定による減額分を計上したものです。次に、4目土木費県委託金、補正額11万円の増は、旧宮川河川浄化事業委託金において労務単価が見直され増額となった分を計上したものでございます。

次に、15款1項2目利子及び配当金、補正額1千円の増は、本年3月末に株式会社湯川・会津坂下より寄附があったため、その寄附金を湯川・会津坂下地域振興施設整備基金へ積み立てることとなったため、利子分を計上したものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

15款2項1目不動産売払収入、補正額75万8千円の増は、法定外公共物1筆を売却することによる増額分を計上したものであります。

次に、18款1項1目繰越金、補正額1億3,500万円の増は、令和元年度決算見込みにより、純繰越金が2億1,500万円と試算されることから、当初予算との差額を計上したものでございます。

なお、繰越金として見込んだ2億1,500万円の主な内訳は、税収が4,600万円の増、人件費の執行残が3,500万円、除雪経費の執行残が4,000万円、予備費の執行残が1,500万円、需用費を除くその他の執行残が7,900万円となっております。

次に、19款4項5目雑入、補正額1,820万5千円の増ですが、保険金収入は、自動車

事故により消火栓が破損する事案が発生したため、修繕費を事故の当事者に負担していただくこととなったため計上したものであります。

次に、湯川村学校給食業務委託料は、6月からの学校の全面再開に向け、5月中に分散登校を実施しましたが、この間学校給食は実施しておらず、下校前に牛乳のみを提供していました。この湯川村の負担分を計上したものであります。

6ページをご覧ください。

コミュニティ助成事業は、事業採択により新町自治会館建設で1,500万円、塔寺区の太鼓修繕で170万円、消防団の備品整備で100万円を増額計上したもので補助率は10分の10です。

次に保健事業と介護予防の一体的な実施にかかる委託料の減は、委託料の決定による減額分を計上したものでございます。

次に学校臨時休業対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため臨時休校となったことに伴う学校給食の停止により、既に食材等を発注していた事業者に対する違約金を支払うことに対する補助金です。なお、対象となるものは牛乳及び主食の調理業務分であり、補助率は4分の3となっております。

次に20款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が3件、変更が2件です。なお、町債の総額は1,280万円増の3億2,296万3千円となります。

7ページをご覧ください。

21款1項1目法人事業税交付金、補正額320万円の増は、昨年10月の消費税増税と合わせ施行された地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴います市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、都道府県の法人事業税額の一部が、市町村の法人税額と従業者数で按分して交付されるものであり、本年度より交付が開始されるため新規で計上したものでございます。

8ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

まず、本補正予算の人件費分の補正につきましては、4月の人事異動等に伴うものであり、一般会計分で2,505万5千円の減額、特別会計分も含めた全体では2,549万3千円の減額となります。主な要因としましては、職員数の減、退職職員と新規採用職員の給料差額などによるものでございます。

また、会計年度任用職員においては、採用者の決定による給与額の確定により、一般会計分で856万7千円の減額、特別会計分も含めた全体では845万5千円の減額となっております。

それでははじめに、1款1項1目議会費、補正額599万8千円の減は、人事異動で職員1名が減となったことに伴います人件費の減分を計上したものであります。

次に、2款1項1目一般管理費、補正額413万6千円の減ですが、2節給料及び3節職員手当等は人事異動に伴い職員1名が増となったことによる人件費で、その増分を計上したものであります。

9 ページをご覧ください。

4 節共済費、補正額 917 万 5 千円の減は、共済組合負担金の医療保険分の負担率が下がったことによる減額分を計上したものであります。

10 ページをご覧ください。

12 節委託料は、旧若宮小学校の地下タンク休止に係るもので、以前より消防署からの指導があったものの、旧校舎利活用の協議が継続していたため保留としていました。しかし、利活用に関する協議が合意に至らなかったため、休止する予算を計上したものでございます。14 節工事請負費は、町の所有地である総合車庫敷地内の立木の枝が伸び、隣接地に影響が発生する恐れがあるため、伐採撤去する予算を計上したものであります。

次に、4 目会計管理費、補正額 7 万 6 千円の増は、人事異動に伴う人件費の増分を計上したものです。

次に、5 目財産管理費、補正額 6,676 万 1 千円の増ですが、財政調整基金 6,500 万円の増は、需用費を除く令和元年度決算見込みにより純繰越金が 2 億 1,500 万円と試算されるため、昨年度同様 2 分の 1 となる 1 億 1,000 万円を財政調整基金へ積み立てたいと思っておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応交付金事業にも一般財源を充てることとし、本補正予算では 6,500 万円を計上したものであります。第 3 号補正予算後の財政調整基金残額は 3 億 8,933 万 2 千円となります。

次に、公共施設整備基金は町有地の売却分を積み立てするものであります。

次に、湯川・会津坂下地域振興施設整備基金及び利子積立金は、昨年度末に株式会社湯川会津坂下より寄附のあった 100 万円を湯川・会津坂下地域振興施設整備基金に積み立てし、その基金の利子分を計上したものです。

次に 6 目企画費、補正額 1,614 万 2 千円の増ですが、2 節給料及び 11 ページの 3 節職員手当等は、会計年度任用職員である地域づくりコーディネーターの決定に伴う人件費の減分を計上したものです。

次に 18 節負担金補助及び交付金、補正額 1,670 万円の増は、コミュニティ助成事業補助金の採択により、新町自治会館建設 1,500 万円と塔寺区の太鼓修繕 170 万円を計上したものであります。

次に 7 目交通安全対策費、補正額 50 万円の増は、地区から要望のあるカーブミラー 2 ヶ所の設置工事費を計上したものです。

次に、8 目電算管理費、補正額 14 万 4 千円の減は、人事異動に伴う人件費の減分を計上したものであります。

次に 12 目用地対策費、補正額 29 万 3 千円の増は、2 項道路の整備に伴い、民有地の測量・購入が必要となったため新規で計上したものであります。

12 ページをご覧ください。

13 目地方創生臨時対策費、補正額 1 億 7,954 万 8 千円の増ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農業者・商工業者の事業支援や町民の生活支援のため、「会津坂下町生活支援事業」実施計画に基づく 22 事業の事業費を計上したものであります。

2 節給料から 4 節共済費までは、本事業で最も比率が大きい商工観光班に、会計年度臨時職員 1 名を新たに 6 ヶ月間雇用する人件費を計上するものであります。10 節需用費は、各施設での感染症予防のためのマスク、消毒液、防護服、非接触式体温計などの購入費を計上したものです。11 節役務費は、交付金の申請等に必要な郵便料等を計上したものであります。

13 ページをご覧ください。

12 節委託料は、学生支援事業を町観光物産協会に委託する費用を計上したものであります。17 節備品購入費は、各施設での空気清浄器等の購入費を計上したものでございます。18 節負担金及び交付金は、各種支援事業での補助金、交付金を計上したものであります。

14 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目税務総務費、補正額 2 万 9 千円の増は、人事異動に伴う人件費の増分を計上したものであります。

15 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 955 万 6 千円の増ですが、2 節給料及び 3 節職員手当等は人事異動に伴う人件費で 21 万 1 千円の減となります。18 節負担金補助及び交付金は、マイナンバーカードの普及によります発行数数の増加に伴う負担金の増額分を計上したものであります。

16 ページをご覧ください。

2 款 5 項 1 目統計調査総務費、補正額 305 万 2 千円の減は、人事異動に伴います人件費の減分を計上したものであります。

次に、6 目国勢調査費、補正額 70 万 8 千円の減は、国勢調査に係る交付金が減額とり、調査員を減らすなど事業内容を見直したことによる減分を計上したものであります。

17 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 340 万円の減ですが、2 節給料及び 3 節職員手当等は、人事異動に伴う職員人件費及び会計年度任用職員の人件費で 156 万円の減分を計上したものでございます。

18 ページをご覧ください。

27 節繰出金ですが、国民健康保険特別会計繰出金は人事異動に伴う人件費の減分となります。介護保険特別会計繰出金は、人事異動に伴う人件費の増分及びマイナンバーの共通様式変更に伴うシステム改修費の増額分となります。介護予防・日常生活支援総合事業繰出は、会計年度任用職員の決定による増額となります。包括的支援事業・任意事業繰出は成年後見支援の利用者増加に伴います増分を計上したものであります。

19 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 45 万 5 千円の減の 2 節給料及び 3 節職員手当等は子育てふれあい交流センターの会計年度任用職員の決定に伴う人件費の減分となります。10 節需用費は南小・東小のわんぱくクラブで使用している教室の蛍光灯購入・子育てふれあい交流センターの非常口のドア修繕料を計上したものでございます。

次に2目児童措置費、補正額19万7千円の増は児童手当の標準レイアウトの改訂に伴うシステム改修委託料を計上したものでございます。

次に4目児童福祉施設費、補正額363万9千円の減は人事異動に伴う職員1名減による人件費の減及び会計年度任用職員の決定に伴う人件費の減分を計上したものでございます。

20ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額728万1千円の減は人事異動に伴う職員1名減による人件費の減分を計上したものであります。

21ページをご覧ください。

2目予防費、補正額24万8千円の増ですが、10節需用費及び12節委託料は、前年度末に予定していた乳幼児健康診査が新型コロナウイルス感染症予防のため延期され、その分を本年度実施することによる増額分となります。22節償還金利子及び割引料は、令和元年度の妊娠・出産包括支援事業費の確定により国庫補助金に還付金が発生したことによる増額分を計上したものであります。

22ページをご覧ください。

4款1項3目環境衛生費、補正額64万4千円の減ですが、1節報酬から3節職員手当等までは、会計年度任用職員の決定及び補助金の減額により雇用形態をフル勤務からパート勤務に変更したことに伴う人件費の減分を計上したものであります。10節需用費は、自家消費野菜等放射能検査事業費補助金の確定に伴い、検査機器の消耗品を増額計上したものであります。

次に、5目新型コロナウイルス対策費、補正額150万円の増は、民間の小規模保育施設3カ所で開催する新型コロナウイルス感染症に対応する保育環境の改善に充てるため、1施設当たり50万円の補助金を計上したものです。なお、財源内訳の国県支出金は、本補正予算で計上した臨時交付金の一部を本年度第1号補正予算で計上した新型コロナウイルス感染症対策費分にも充当するため、補正額よりも大きくなっております。

23ページをご覧ください。

4款2項1目塵芥し尿処理費、補正額108万円の増は、廃棄物減量化推進事業において、会計年度任用職員1名を新たに雇用することに伴う人件費を新規で計上したものです。

次に、6款1項1目農業委員会費、補正額2万1千円の増、及び、2目農業総務費、補正額47万7千円の増は、いずれも人事異動に伴う人件費の増分を計上したものでございます。

24ページをご覧ください。

3目農業振興費、補正額165万3千円の増ですが、14節工事請負費は、農畜産物処理加工施設の包装室に設置してあるエアコンが故障したため、入れ替え工事を実施するものであり新規で計上したものであります。18節負担金補助及び交付金は、青年就農給付金事業において、新規で1名該当する見込みとなったことによる増額分を計上したものであります。

次に、5目農地費、補正額238万4千円の減ですが、2節給料及び3節職員手当等は人事異動に伴う人件費の減分を計上したものであります。

25ページをご覧ください。

27節繰出金は、人事異動に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金にかかる人件費の減額分を計上したものであります。

次に、6目国土調査費、補正額4万3千円の増は、人事異動に伴う人件費の増分を計上したものであります。

次に、7款1項1目商工総務費、補正額216万6千円の減は、人事異動に伴う人件費の減額分を計上したものであります。

26ページをご覧ください。

2目商工業振興費、補正額32万円の増は、福島県信用保証協会保証料補助金において、信用保証料の増分を計上したものでございます。

次に、5目温泉施設管理費、補正額9万5千円の増は、町の温泉施設「糸桜里の湯ばんげ」の名称にかかる商標権の継続申請に係る手数料を計上したものであります。

次に、8款1項1目土木総務費、補正額586万8千円の減は、人事異動で職員1名が減となったことに伴う人件費の減額分を計上したものであります。

27ページをご覧ください。

8款2項2目道路維持費、補正額130万円の増は、八日沢線で経年劣化により消えているセンターラインを引く区画線工事費を計上したものでございます。

次に3目道路新設改良費、補正額830万円の増は坂下南幹線ほか地区要望された7路線の町道改修工事費を計上したものであります。

28ページをご覧ください。

6目橋りょう新設改良費は、補正額はございませんが、充当される補助金の種類が変更となったため財源内訳の補正となります。しかし、補正前後の補助金がいずれも国庫支出金であり、金額も同額であるため差し引きゼロとなり、財源内訳の欄にも金額は表示されません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、8款3項1目河川総務費、補正額11万円の増は、旧宮川河川浄化業務委託費で、労務単価の見直しにより県より増額の内示があったことに伴い、増額分を計上したものです。

次に、2目河川維持費、補正額520万円の増は、滝沢川で法面の崩壊が発生したため、浚渫工事1カ所及び護岸工事3カ所を実施する予算を追加計上したものであります。また、財源内訳の補正は、河川の浚渫工事に関する起債が交付税措置されることとなったため、新たに起債を活用することにより増額分を計上したことから、補正額よりも多くなっております。

次に、8款4項1目都市計画総務費、補正額568万円の減ですが、1節報酬及び29ページの12節委託料は、柳田地区の用途地域見直し及び地区計画の変更を行うためのコンサルティング委託並びに都市計画審議会委員報酬の増額分を計上したものであります。

また、28 ページの 2 節給料及び 29 ページの 3 節職員手当等は人事異動で職員 1 名が減となったことに伴う人件費の減額分を計上したものであります。

次に、2 目土地区画整理費、補正額 27 万 3 千円の減は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、人事異動による人件費繰出金が 5 万 7 千円の増、また、社会資本整備総合交付金の内示が減額となったことにより、事業内容の見直しを行ったことに伴う事業費分で 33 万円が減額となったものでございます。

次に、4 目下水道費、補正額 463 万 4 千円の増は、下水道事業特別会計への繰出金で、人事異動に伴う人件費繰出金で 233 万 9 千円の増、また、公共下水道事業補助金の内示額が増額となったことにより、事業の追加を行うことに伴う事業費分の繰出しで 229 万 5 千円が増額となっております。

30 ページをご覧ください。

6 目公園費、補正額 175 万円の増ですが、10 節需用費は、気多宮公園の給水管漏水による水飲み場の修繕費、14 節工事請負費は、中央公園・緑町公園の水道利用状況に応じメーター口径を縮小する工事、及び中央公園の噴水撤去工事、並びに、ばんげひがし公園のブランコへのグラウンドマット設置工事費を計上したものであります。

次に、9 款 1 項 1 目非常備消防費、補正額 101 万 2 千円の増は、コミュニティ助成事業の採択により、消防団員が着用する蛍光メッシュ反射パトロールベスト、及び林野火災用放水器購入費を計上したものであります。

次に、2 目消防施設費は補正額 460 万 5 千円の増ですが、14 節工事請負費は、老朽化した火の見櫓 2 ヶ所の撤去工事費、18 節負担金補助及び交付金は、上町地内の地下消火栓の漏水修繕、及び自動車事故による勝方集落内の地上消火栓の修繕にかかる負担金を計上したものであります。

31 ページをご覧ください。

10 款 1 項 2 目事務局費、補正額 692 万 9 千円の増は、人事異動で職員 1 名が増となったことに伴う人件費の増額分を計上したものであります。

32 ページをご覧ください。

3 目子ども支援費、補正額 637 万 9 千円の増は人事異動で職員 1 名が増となったことに伴う人件費の増額分を計上したものです。

33 ページをご覧ください。

10 款 2 項 1 目学校管理費、補正額 15 万 1 千円の増は坂下南小学校給食用エレベーターが指定階に停止しない等のトラブルが発生したため、修繕費用を計上したものであります。

次に、10 款 3 項 2 目教育振興費、補正額 440 万円の増は、G I G A スクール構想の実現に向けた小・中学校での情報通信ネットワーク環境整備事業にかかる実施設計委託料を計上したものであります。

次に、10 款 4 項 1 目幼稚園費、補正額 1,271 万 9 千円の減ですが、2 節給料及び 34 ページの 3 節職員手当等は人事異動に伴う職員人件費の増額及び会計年度任用職員の決定に伴う人件費の減額分を計上したものです。

次に、12 節委託料は、幼稚園通園バスの利用者の減少により、3 路線あった路線を 2 路線に統合したことによる 1 路線の減、並びに業務委託入札の結果、大きな請け差が発生したことによる減額分を計上したものでございます。

35 ページをご覧ください。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費、補正額 89 万 7 千円の減は、人事異動に伴う職員人件費の減額分を計上したものです。

次に 2 目公民館費、補正額 19 万 7 千円の減は、会計年度任用職員の決定に伴う人件費の減額分を計上したものであります。

36 ページをご覧ください。

3 目町史編さん費、補正額 146 万円の減、及び 4 目埋蔵文化財発掘調査費、補正額 481 万 9 千円の減、並びに 37 ページの 5 目指定文化財管理費、補正額 213 万 6 千円の増は、国庫補助事業 2 件の減額査定及び新規補助事業の採択 1 件により、会計年度任用職員の雇用形態の変更や各事業間での事業内容の見直し、調整を実施したことに伴う増減分を計上したものであります。

38 ページをご覧ください。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費、補正額 39 万 8 千円の増ですが、2 節給料及び 3 節職員手当等は人事異動に伴う職員人件費の増額及び会計年度任用職員の決定に伴う人件費の減額分を計上したものでございます。

39 ページをご覧ください。

10 節需用費は、坂下南小学校校庭にあるナイター設備の水銀灯の電球交換費用を計上したものであります。

次に、2 目学校給食費、補正額 26 万 9 千の増ですが、3 節職員手当等は人事異動に伴う人件費の増額分を計上したものであります。

40 ページをご覧ください。

10 節需用費は、エアコン室外機の蓄熱槽配管の漏水修繕による増額となります。21 節補償充填及び賠償金は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため臨時休校となったことに伴う学校給食の停止により、既に食材等を発注していた事業者への違約金を計上したものでございます。

次に 12 款 1 項 1 目元金、補正額 88 万 6 千円の増額、及び 2 目利子、補正額 195 万 8 千円の減額は、平成 21 年度に借入れした臨時財政対策債の利率が 1.2%から 0.003%に見直しされたことによるものでございます。なお、元利均等方式のため、元金が増額、利子が減額となり、差し引きで 107 万 2 千円が減額となっております。

最後に 13 款 1 項 1 目予備費、補正額 2,557 万 5 千円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、予備費の予算総額は 5,016 万円となるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 52 号及び 53 号について説明願います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

議案第52号「令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,805万5千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の補正は、前年の所得確定による国民健康保険税の本算定、及び人事異動のための補正と新型コロナウイルス感染症対策に係る補正です。

本算定については、県提示の標準保険料率を参考としつつ、保険給付費や返還金等の歳出が抑えられたことを基準に、医療、支援、介護の課税分における負担割合を改正しました。その結果、税率を、前年度より若干税率を低くする内容で、5月20日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。今回の補正予算は、この答申内容を反映し、令和2年度の国保の運営をしてまいりたいというものであります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書1ページをお開き下さい。1の総括です。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税から7款繰越金までの合計に1,140万2千円を追加し、歳入を18億6,805万5千円にするものです。

2ページは歳出です。

1款総務費から9款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の18億6,805万5千円にするものです。財源内訳は、国県支出金が2,396万3千円の減、一般財源が3,536万5千円の増です。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、令和元年中の所得確定と税率改正により、1節医療給付費分現年課税分から9節介護納付金分現年課税特別徴収分までの合計で、当初予算より1,399万円減の、3億3,970万5千円となりました。

4ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金2,396万3千円の減は、県からの交付決定通知により1節普通交付金2,444万3千円減と、傷病手当金に係る財政支援分48万円です。

6款1項1目一般会計繰入金335万1千円の減は、人事異動による人件費の補正分です。

7 款 1 項 2 目その他の繰越金 5,270 万 6 千円の増は、収納率が良好だったことなどにより、繰越財源が確保されたため補正しました。

5 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 329 万 9 千円の減は、2 節給料から 4 節共済費までの人事異動による人件費の補正です。

6 ページをお開きください。

1 款 5 項 1 目収納率等特別対策事業費 2 万円の減は、人事異動による人件費の補正です。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費には、普通交付金の交付決定に伴う財源内訳の補正です。

2 款 6 項 1 目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症対策として 48 万円を計上しました。

7 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 48 万 6 千円の増、同じく 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 107 万 5 千円の増、同じく 3 項 1 目介護納付金分 411 万円の増は、県の本算定の納付額提示による補正です。

8 ページをお開きください。

5 款 2 項 2 目疾病予防費 4 万 7 千円の増は、人事異動による人件費の補正です。

9 款 1 項 1 目予備費は 852 万 3 千円の増で、6,718 万 4 千円となります。

以上で補正予算の説明となります。

続いて、議案第 53 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 224 万 3 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 5,246 万 3 千円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、人事異動による補正、制度改正に伴うシステムの改修、及び成年後見制度利用見込み数の増による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書 1 ページをお開きください。

1 の総括、歳入です。

3 款国庫支出金から 7 款繰入金までの合計に 224 万 3 千円を追加し、歳入を 21 億 5,246 万 3 千円にするものです。

2 ページは歳出です。

1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の 21 億 5,246 万 3 千円にする

ものです。財源内訳は、国県支出金が 72 万 3 千円、その他財源が 9 千円の増、一般財源が 151 万 1 千円の増です。

3 ページ以降は詳細となります。

2 の歳入です。

3 款国庫支出金 67 万 3 千円の増、4 款支払基金交付金 9 千円の増、5 款県支出金 5 万円の増については、歳出における、一般介護予防事業、任意事業、制度改革によるシステム改修、の増額に伴う、それぞれの負担割合に基づく増額であります。

4 ページをお開きください。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金のうち、2 目地域支援事業繰入金 5 万円の増は、歳出における一般介護予防事業、任意事業、の増額で、それぞれの負担割合に基づく町負担分が増となるもので、4 目その他一般会計繰入金は、人事異動に係る人件費増分と制度改革に伴うシステム改修について、それぞれ負担割合に基づき、146 万 1 千円を増額するものです。

5 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 203 万 3 千円の増は、2 節給料から 4 節共済費まで、人事異動によるものと合わせまして、6 ページになりますが、制度改革に伴うシステム改修に係る委託料 85 万 8 千円の増によるものです。

3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費 3 万 6 千円の増は、人事異動による人件費の増によるものです。

3 款 3 項 4 目任意事業費 24 万円の増は、成年後見制度の利用の増が見込まれることによるものです。

7 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目予備費は、6 万 6 千円の減で 120 万 1 千円となります。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 54 号から議案第 57 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第 54 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ7,243万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,393万4千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、職員の人事異動によります人件費と社会資本整備総合交付金の増などによる事業費の増額分を計上させていただいたところであります。

1ページをお開き願いたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3ページをお開き願いたいと思います。

地方債補正であります。

公共下水道整備事業の公営企業債につきまして、事業費の増に伴い、借入限度額1億4,420万円を1億8,640万円に変更し、起債の方法、借入利率、償還の方法は補正前の条件によりたいというものであります。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。

1総括、歳入であります。

3款国庫支出金から7款町債まで、補正額が7,243万4千円の増となり、補正後の歳入合計は5億7,393万4千円となります。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳出であります。

1款下水道事業費でありまして、補正額が7,243万4千円の増となり、補正後の歳出合計は、5億7,393万4千円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源として国県支出金が2,560万円の増、地方債が4,220万円の増となり、一般財源においては、463万4千円の増となっております。

3ページをお開きください。

2歳入であります。

3款1項1目土木費国庫補助金2,500万円の増は、社会資本整備総合交付金の増によるものであります。

4款1項1目土木費県補助金60万円の増は、福島県土木事業費補助金の増によるものであります。

5款1項1目一般会計繰入金463万4千円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

7款1項1目下水道事業債4,220万円の増は、下水道建設費の増によるものであります。

5ページをお開き願いたいと思います。

3歳出であります。

1款3項1目建設費は、7,243万4千円の増であります。2節給料から4節共済費まで、人事異動に伴う人件費の補正であります。12節委託料462万9千円の減、14節工事請負費7,072万4千円の増、21節補償補填及び賠償金400万円の増は、本年度施工予定しております12カ所の管渠埋設工事等の事業費変更によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号「令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ842万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,419万5千円としたいというものであります。

次に第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補助対象事業費の減分を計上させていただいたところでございます。

1ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。

「第2表地方債補正」であります。地方道路等整備事業債につきましては、事業費の減に伴い370万円を減額し、5,400万円としたいというものであります。

なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては変更はございません。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。

1総括。歳入につきましては、1款国庫支出金から6款町債まで、842万8千円の減であります。

2ページをご覧いただきたいと思います。

歳出につきましては、1款事業費842万8千円の減額補正であり、財源内訳につきましては、国庫支出金が445万5千円の減、地方債が370万円の減、一般財源が27万3千円の減となります。

3ページをお開き願いたいと思います。

2歳入であります。

1款1項1目土木費国庫補助金445万5千円の減は、補助対象事業費の減により減額するものであります。

3款1項1目一般会計繰入金を27万3千円減額したいというものであります。

6 款 1 項 1 目土木債 370 万円の減は、起債対象事業費の減により減額するものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

3 歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費を 842 万 8 千円減額したいというものであります。この内訳としまして、4 節共済費 5 万 7 千円の増は、職員共済組合負担金の変更に伴い補正するものであります。12 節委託料 300 万円の増は、都市計画道路坂下喜多方線築造に係る家屋移転に伴う、建物等調査算定業務委託費の増によるものであります。14 節工事請負費 200 万円の増は、区画道路築造工事費の増によるものであります。21 節補償補填及び賠償金 1,348 万 5 千円の減は、補償費見込み額の減によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 56 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 196 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,933 万 5 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、職員の人事異動によります人件費を計上したものでございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。

「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳入であります。

3 款繰入金であります。補正額が 196 万 5 千円の減となり、補正後の歳入合計は、6,933 万 5 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。

歳出であります。

1 款農業集落排水事業費でありまして、補正額が 196 万 5 千円の減となり、補正後の歳出合計は、6,933 万 5 千円であります。

3 ページをお開き願いたいと思います。

2 歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 196 万 5 千円減額したいというものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

3 歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は 196 万 5 千円の減であります。2 節給料から 4 節共済費まで、人事異動に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 号に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款水道事業収益では、既決予定額 5 億 3,027 万 2 千円に 383 万 3 千円を増額し、5 億 3,410 万 5 千円にしたいというものであります。

第 1 款水道事業費用では、既決予定額 4 億 6,383 万 9 千円に 519 万 4 千円を増額し、4 億 6,903 万 3 千円にしたいというものであります。

第 3 条では、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。なお、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」1 億 6,680 万 6 千円の補てん財源を、「過年度分損益勘定留保資金」1 億 5,748 万 4 千円、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」932 万 2 千円に改めるものであります。

第 1 款資本的収入では、既決予定額 1,272 万 8 千円に 400 万円を増額し、1,672 万 8 千円にしたいというものであります。

裏面をお開き願いたいと思います。

第 1 款資本的支出では、既決予定額 1 億 7,953 万 4 千円に 400 万円を増額し、1 億 8,353 万 4 千円にしたいというものであります。

次に、第 4 条では、予算第 5 条に定めた職員給与費の既決予定額 3,035 万 2 千円に 132 万 7 千円を増額し、3,167 万 9 千円に改めたいというものであります。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として実施いたします「一般家庭用水道基本料金」の免除、人事異動に伴う人件費、上町地内並びに勝方地内の消火栓修理工事費、下水道事業施工区域内の配水管布設工事費を計上したものであります。

1 ページ、2 ページをお開き願いたいと思います。

実施計画であります。詳細につきましては、5 ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

キャッシュフロー計算書であります。資金の減少額は、補正前の 276 万 3,462 円に 37 万円増額し、307 万 462 円となり、資金期末残高は 6 億 6,089 万 2,732 円となります。

次に 4 ページをお開き願いたいと思います。

予定貸借対照表であります。表記のとおりであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。

予算明細書であります。

収益的収入、1款1項1目給水収益3,960万円の減は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として実施する一般家庭用水道基本料金の免除する額を計上させていただいたところであります。

1款1項3目その他の営業収益350万5千円の増は、上町地内の地下式消火栓漏水修理工事費、勝方地内の消火栓修繕工事に対する消火栓維持管理負担金を計上したものであります。

1款2項2目他会計補助金3,992万8千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として実施する一般家庭用水道基本料金の免除に対する一般会計からの補助金を計上したものであります。

6ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出、1款1項2目配水及び給水費350万5千円の増は、上町地内の地下式消火栓漏水修理工事費、勝方地内の消火栓修繕工事を計上したものでございます。

1款1項4目総係費165万5千の増は、1節給料から6節賞与引当金繰入額まで、人事異動に伴います人件費を計上したものであります。17節委託料32万8千円の増は、一般家庭用水道基本料金の免除を行うにあたり、システム設定変更が必要となりますので、改修費を計上したものであります。

1款2項3目消費税及び地方消費税3万4千円の増は、今回の補正額を基に計算し、納付額の増を計上したものであります。

7ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入、1款3項1目他会計負担金400万円の増は、下水道事業施工区域内における配水管布設工事に係るものであります。

資本的支出、1款1項3目固定資産購入費400万円の増は、下水道事業施工区域内の配水管布設工事によるものであります。

8ページをお開き願いたいと思います。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入5億3,410万5千円、収益的支出4億6,903万3千円、税込当期純利益6,507万2千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額932万2千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税1万4千円を差し引き、税抜当期純利益は、5,573万6千円となるところであります。

補てん財源の明細は、下段補てん財源明細書のとおりでありますのでご一読お願いしたいというふうに思います。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

休憩のため休議といたします。

(午後2時15分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 30 分）

◎議員提出議案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議員提出議案第 5 号「議会改革特別委員会の設置について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第 5 号

議会改革特別委員会の設置について

会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 4 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	青 木 美貴子
賛同者	同	目 黒 克 博
同	同	蓮 沼 文 明
同	同	物 江 政 博
同	同	赤 城 大 地
同	同	横 山 智 代
同	同	渡 部 正 司
同	同	小 畑 博 司
同	同	佐 藤 宗 太
同	同	山 口 享
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

議会改革特別委員会の設置について

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

(1) 名 称 議会改革特別委員会

(2) 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び会津坂下町議会委員会条例第 5 条

(3) 目的 議会改革に関する調査研究

(4) 委員の定数 6名

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）

議員提出議案第5号について、提案者を代表いたしまして提案理由についてご説明を申し上げます。

議会はこれまで議会のあるべき姿を追求し、平成23年10月にその礎となる会津坂下町議会基本条例を制定し、住民の負託に応えることのできる議会活動に努めてきたところであります。

昨年制定されて以来、はじめて現下の社会情勢に合った開かれた議会や政策提言昨日と、行政監視機能の充実に向けた議会改革の取り組みについての検証を行いました。今後ますます地方自治体はもとより、地方議会に対する住民の期待と評価は大変厳しいものとなると思われまます。

以上のことから議会基本条例の前文にありますように、議会は町民を代表する議事機関として、行政の執行を監視するとともに町の将来にとって最良の意思を決定する使命を担っており、町民の様々な意見を反映すべく説明責任を果たし、議会活動への町民参加を促す必要があります。

また、議会及び議員は、自らの責任を自覚し、町民の福祉の向上と活力ある地域づくりを進める議会の具現化を目指し、さらなる調査、研究を行っていく必要があります。

よって、ここに議会改革特別委員会の設置について、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第5号「議会改革特別委員会の設置について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

日程第9、「特別委員の選任について」を議題といたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、会津坂下町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議会改革特別委員会の委員。

1番、目黒克博君、3番、物江政博君、5番、横山智代君、6番、渡部正司君、7番、小畑博司君、9番、山口享君

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、6人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました6人の方を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎議員提出議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第10、議員提出議案第6号「行財政改革検討特別委員会の設置について」を議題と

いたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議員提出議案第 6 号

行財政改革検討特別委員会の設置について

会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 4 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	青	木	美貴子
賛同者	同	目	黒	克博
同	同	蓮	沼	文明
同	同	物	江	政博
同	同	赤	城	大地
同	同	横	山	智代
同	同	渡	部	正司
同	同	小	畑	博司
同	同	佐	藤	宗太
同	同	山	口	享
同	同	渡	部	順子
同	同	五十嵐		一夫
同	同	酒	井	育子

会津坂下町議会議長 水野孝一様

行財政改革検討特別委員会の設置について

次のとおり行財政改革検討特別委員会を設置するものとする。

記

- (1) 名 称 行財政改革検討特別委員会
- (2) 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び会津坂下町議会委員会条例第 5 条
- (3) 目 的 行財政改革に関する調査研究
- (4) 委員の定数 6 名

◎議長(水野孝一君)

提出者の説明を求めます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

議員提出議案第 6 号について、提案者を代表いたしまして提案理由についてご説明を申し上げます。

昨年度まで設置しておりました行財政改革検討特別委員会は、議員の任期満了に伴い 3 月 31 日をもって自然消滅いたしました。議会といたしましても、地域経済の現状や依然厳しい町財政状況を鑑み、町民の暮らしを守り健全な財政運営に資するものに引き続き行財政改革を進めなければなりません。

以上のことから、これまでの活動を踏まえ町財政健全化に向けた取り組みについて、より一層積極的に調査、研究を継続していく必要があります。

よって、ここに行財政改革検討特別委員会の設置について、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 6 号「行財政改革検討特別委員会の設置について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、「特別委員の選任について」を議題といたします。

ただいま設置されました行財政改革検討特別委員会の委員の選任については、会津坂

下町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議会改革特別委員会委員。

2番、蓮沼文明君、4番、赤城大地君、8番、佐藤宗太、10番、渡部順子君、11番、五十嵐一夫君、12番、酒井育子君

◎議長(水野孝一君)

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、6人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました6人の方を行財政改革検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議会改革特別委員会並びに行財政改革検討特別委員会は、会津坂下町議会委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、議会改革特別委員会は大会議室において、行財政改革検討特別委員会は中会議室において委員会を開催して、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、会津坂下町委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、議会改革特別委員会については、7番、小畑博司君に、行財政改革検討特別委員会については、12番、酒井育子君にお願いいたします。

◎請願の常任委員会付託

◎議長(水野孝一君)

日程第12、「請願の各常任委員会付託」を議題といたします。

本定例会において、去る5月28日、正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

請願番号第2号、受理年月日、令和2年5月25日、件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める

請願書。請願者住所氏名、福島市上浜町 10-38、福島県教職員組合中央執行委員長、國分俊樹。河沼郡会津坂下町字惣六 2-4、福島県教職員組合河沼支部支部長、横田恵一。紹介議員、横山智代、渡部正司。

請願番号第 3 号、令和 2 年 5 月 28 日、件名、「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する請願について」、請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野 1170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子。紹介議員、横山智代、佐藤宗太。

◎議長（水野孝一君）

請願第 2 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについての請願の趣旨を申し上げます。

東日本大震災から 9 年が経過いたしました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和 2 年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、30 億円がこの就学支援のために予算化されております。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されております。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しております。

令和元年 12 月 20 日、復興創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、復興創生期間後、令和 3 年度以降における方針が定められました。その中で、令和 2 年夏ごろを目処に復興創生期間後の当面 5 年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする。とされ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続するとしております。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちです。福島県では、令和 2 年 4 月 1 日現在では 8,784 人、ただこれには、今年度のものには自主避難者は含まれておりません。その子どもたちが県内外で避難生活を送っております。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いております。事業に係る予算

措置は単年度のもののため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から、必要であるとの声を中央に届けることが必要となっています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されておりますが、引き続き被災者に寄り添う、「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されるよう強く要請するものです。

つきましては、下記の通り、令和3年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することを請願するものであります。

どうぞ皆様方のご賛同により、再びこの、今年度における就学支援事業が継続されるよう、よろしくご審議をよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第3号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する請願について、請願の趣旨を説明いたします。

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法などを議論する政府の「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会」は、1月31日、現実的な選択肢として「海洋放出の方が確実に実施できる」と海洋放出の優位性を強調した報告書をまとめました。東京電力福島第一原発の敷地内には、放射能で汚染された水が溜まり続けており、多核種除去設備、よく聞くアルプスです。で処理した水が合計100万tを超えております。アルプスではトリチウムは除けませんが、62もの放射性核種を基準値以下にすることになっていました。しかし84%は基準を満たしていないことが、2018年9月の東京電力の発表で明らかになっております。トリチウム汚染水の海洋放出は前例もあり、現実的、監視体制の容易さを評価する一方で、風評被害は避けられず、風評被害対策の徹底も必要だとしています。

しかし、公聴会では漁業従事者から「試験操業を繰り返し、やっとな本操業が見えてきたのにトリチウム汚染水が放出されたら、今までの苦労が水の泡になってしまう。後継者を育てないと技術の継承もできず、福島の漁業は壊滅してしまう」と切実に訴えられました。

このような公聴会での意見や「長期保管」をすべきなどの意見には一顧だにせず、被

災民の心情や実情を無視したものと言わざるを得ません。すでに事故により甚大被害を被っている被災者の方々に追い打ちをかけるようなことがあってはならないと思います。

汚染水の海洋放出は海洋環境を汚染し、農業従事者に大きな打撃を与えます。これまで福島県産の農畜水産物などの、安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた生産者の努力と将来への展望を根底から覆すこととなります。

福島県民は原発事故以来、今日までの長期の避難生活や放射線による健康不安、農畜水産物の風評被害など、多大の苦しみを経験してきました。これ以上、原発事故の犠牲を押し付けてはなりません。県民の安全と健康と生活を守るため、私たちはトリチウムを含む汚染水の海洋放出には反対です。

つきましては、トリチウム汚染水の海洋放出に反対の議会決議をお願いするとともに、地方自治法第 99 条の規定により、県及び国会・政府関係機関、政府の多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会、東京電力に対し、要請する意見書を提出いただきますよう、お願い申し上げます。

ぜひ、議員の皆様方のご賛同を得、この請願が通りますことをお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願はお手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

6月5日から7日までは、休会であります。

6月8日は、本会議を開き、一般質問を行います。

一般質問は、すでに5月28日、正午に通告を締め切っており、議員6名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞様でした。（散会 午後2時55分）

なお、会議終了後、議会特別委員会は大会議室において、行財政改革検討特別委員会は中会議室において委員会を開催しますのでご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 4 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員